

修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部改正)

第一条 修学資金等の返還債務の免除に関する条例(昭和四十年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十八項」に改める。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第五項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。
第三十七条第十二項中「事業所をいう。」の下に「、指定地域密着型通所介護事業

所(同法第四十二条の二第一項の規定による指定を受けた事業者が同法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。)」を加え、同条第十三項中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に、「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号イ中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十三条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第

二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護に関する基準

第一款 趣旨及び基本方針(第九十一・第九十二条)

目次中 第二款 人員に関する基準(第九十三条・第九十四条) を「第五節 削

第三款 設備に関する基準(第九十五条・第九十六条)

第四款 運営に関する基準(第九十七条―第一百五条) 」

除」に改める。

第六十七条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第八十条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第八項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。第八十二条第二項第一号口中「利用定員」の下に「(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)」を加える。

第五節を次のように改める。

第五節 削除

第九十一条から第一百五条まで 削除

第一百六条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第一百八条第二項第一号口中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員

(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第四百四十六条中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護(以下「指定地域密着型通所介護」という。))の事業を行う事業所をいう。)」を加える。

第九十七条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。)」の下に「、指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。)」の下に「、指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する地域密着型通所介護(法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。))をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等

の一部を改正する条例の一部改正)

第八條 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成二十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条に次の表を加える。

第七十七條 第一項第三号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第八十條第一項に規定する通所介護事業者をいう。以下同じ。)	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第八十條第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス(法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。))に該当する地域密着型通所介護(法第八條第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の事業を行う者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)
第七十七條 第十項	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第七十九條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第七十九條に規定する指定通所介護をいう。)(又は指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。))
指定通所介護の利用者	指定通所介護事業者	指定通所介護等の利用者
指定通所介護	指定通所介護等	指定通所介護等
指定居宅サービス等基準条例第八十條第一項から第九項までに規定する人員に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十條第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八條の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準(指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。)	指定居宅サービス等基準条例第八十條第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八條の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準(指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。)

第七十九条 第四項	指定通所介護事業者	指定通所介護事業者等
	指定通所介護	指定通所介護等
	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準	指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）

附則第五条第一項の表第七十七条第一項第三号の部指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する通所介護事業者をいう。以下同じ。）の項中「以下同じ。」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に該当する地域密着型通所介護（法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に改め、同部指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業の項中「以下同じ。」を「」又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）に改め、同部指定介護予防通所介護及び指定通所介護の項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同表第七十七条第十項の部指定通所介護事業者の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改め、同部指定通所介護の事業の項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第九項までに規定するの項中「第九項」を「第八項」に改め、「規定する」の下に「人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）」を、「当該第一号通所事業の」の下に「人員に関する基準」を加え、同表第七十九条第四項の部指定通所介護事業者の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改め、同部指定通所介護の事業の項中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、同部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定するの項中「規定する」の下に「設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条

例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）を、「当該第一号通所事業の」の下に「設備に関する基準」を加える。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条各号列記以外の部分中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十七項に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）を、「指定通所介護をいう。以下同じ。）の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加え、「当該指定通所介護を基準該当児童発達支援」を「当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を基準該当児童発達支援」に、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援」を「又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援」に、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を」に改め、同条第二号中「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を」に改め、同条第三号中「指定通所介護」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加える。

第五十三条の二中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に、「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一号中「以下同じ。」であつて」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十七項に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）であつて」に改め、「指定通所介護をいう。以下同じ。」の下に「又は指定地域密着型通所介護」を加え、同条第二号中「以下同じ。」の食堂」を「」又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第八十二条第二項第一号」の下に「又は介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）」を加え、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護の」を「当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の」に、「当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護」を「当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」に改める。

第八十六条中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削り、「第八十八条第十八項」を「第八十九条第十九項」に、「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

第三十七条第一号中「指定通所介護事業者」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を加え、「指定通所介護を」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護の」を「当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の」に、「当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護」を「当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」に改める。

第四十五条第一号中「指定通所介護事業者」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者」を加え、「指定通所介護を」を「指定通所介護又は指定地域密着型通所介護を」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所の」を「指定通所介護事業所等の」に、「当該指定通所介護の」を「当該指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の」に、「当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護」を「当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型通所介護」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間においては、第八条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例附則第四条及び第五条第一項の規定の適用については、附則第四条の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第九項までに規定する人員に関する基準の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、附則第五条第一項の表第七十七条第十項の部指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項から第八項までに規定する人員に関する基準又は法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者の員数に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第一項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」と、同表第七十九条第四項の部指定居宅サービス等基準条例第八十二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準又は法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例で定める指定地域密着型サービスの事業の設備に関する基準（指定地域密着型通所介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に備えるべき設備に関するものに限る。）の項中「法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例」とあるのは「法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」とする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日から介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間においては、第十条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第八十五条第二号の規定の適用については、同号中「介護保険法第七十八条の四第二項に規定する市町の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）」とあるのは、「介護保険法第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令」とする。